

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令四百二十九号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(給付基礎額) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として協力援助者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力援助者については、前項の金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円(協力援助者に配偶者が<u>ない</u>場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円)を、それぞれ加算して得た額をもつて給付基礎額とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(介護給付の範囲、金額及び支給方法) 第七条の二 (略)</p> <p>2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護給付に係る障害(障害の状態に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ</p>	<p>(給付基礎額) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として協力援助者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力援助者については、前項の金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百円(協力援助者に扶養親族で<u>ない</u>配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については二百十七円、協力援助者に配偶者が<u>ない</u>場合にあつてはそのうち一人については三百六十七円)を、それぞれ加算して得た額をもつて給付基礎額とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(介護給付の範囲、金額及び支給方法) 第七条の二 (略)</p> <p>2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護給付に係る障害(障害の状態に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ</p>

。) が常時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合 (次号において、「常時介護を要する場合」という。) において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額 (その額が 十萬四千九百六十円 を超えるときは、 十萬四千九百六十円)

二 常時介護を要する場合において、その月 (新たに介護給付の給付の事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。) に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 五萬六千九百三十円 以下である場合に限る。) 五萬六千九百三十円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合 (次号において「随時介護を要する場合」という。) において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額 (その額が 五萬二千四百八十円 を超えるときは、 五萬二千四百八十円)

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 二萬八千四百七十円 以下である場合に限る。) 二萬八千四百七十円

。) が常時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合 (次号において、「常時介護を要する場合」という。) において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額 (その額が 十萬四千五百九十円 を超えるときは、 十萬四千五百九十円)

二 常時介護を要する場合において、その月 (新たに介護給付の給付の事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。) に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 五萬六千七百十円 以下である場合に限る。) 五萬六千七百十円

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものに該当する場合 (次号において「随時介護を要する場合」という。) において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額 (その額が 五萬二千三百円 を超えるときは、 五萬二千三百円)

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 二萬八千三百六十円 以下である場合に限る。) 二萬八千三百六十円